

標準倉庫寄託約款（甲）案及び標準冷蔵倉庫寄託約款（甲）案
に関する意見募集の結果について

令和7年11月18日
国土交通省

「標準倉庫寄託約款（甲）案及び標準冷蔵倉庫寄託約款（甲）案」について、令和7年8月29日から令和7年9月13日まで意見公募手続きを実施しました。

提出されたご意見とご意見に対する考え方については以下のとおりです。意見総数は10件であり、複数のご意見が含まれるものを整理・要約のうえで掲載しています。

ご意見を受けて修正した案は、追って交付いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
第1章関係	
第2条第1項の「店頭に掲示し、又は当会社」の表現がわかりづらく、「店頭に掲示、又は当会社」の方が良いのではないかと。	第2条第1項における「店頭に掲示し、又は当会社のウェブサイトに掲載する」の表現につきましては、用例に基づく表現であり、原案通りといたします。
第2条第1項に関して、店頭に掲示した上でウェブサイトへの記載なのか、店頭掲示もしくはウェブサイトのどちらかで良いのか。	情報提供の方法として、店頭掲示またはウェブサイト上での掲示を行う旨を記載した条項となります。
第3条の構文だと「庫入」と「庫出その他の作業」の2項目に読める。ここは、「庫入」「庫出」「その他の作業」の3項目ということではないか。「庫入、庫出及びその他の作業」とすべきである。	「庫入及び庫出」が、その他の作業の例示であることを指しており、原案通りといたします。
<p>第3、4条に記載してある「庫入」「庫出」と「入庫」「出庫」は、一般的に使われている「入庫」「出庫」に統一されたい。</p> <p><理由>庫入、庫出が使われているのは、ここと第3条、第4条、第21条。入出庫が用いられているのは、第4条「入出庫指図」と普通倉庫約款第47条及び冷蔵倉庫約款第48条の「入出庫料」。果たして庫入と入庫、庫出と出庫で厳密に区別して使用する意味があるのか。同様の意味で使用しているのであれば、入庫、出庫に統一すべきである。</p> <p>庫入、庫出について、当時の解説書（塩田澄夫、昭和36年9月）では、「庫入・庫出は現実の作業行為、入庫・出庫は契約上の入庫・出庫（名変時等）を含むものである」と解説されているが、時代の変遷を経て、そこまで厳密に区別する必要はないと考える。</p> <p>ちなみに、倉庫寄託約款の記載事項として「受寄物の入庫、保管及び出庫に関する事項」と規定されており（倉庫業法施行規則第6条(3)）、特段使い分けをする必要性は読み取れない。</p>	<p>当約款においては、「庫入」「庫出」は実作業として貨物を搬出入する行為を指し、「入庫」「出庫」は契約上の事務処理を指しています。現代においても、書面上の入出庫のみが行われることがあり、両者の区別の必要性は失われていないと認識しているため、原案通りといたします。</p>

<p>第4条について、荷待ち時間の改善のために、標準寄託約款に別料金を課す旨の記載を含めることに私は大いに賛同する。</p> <p>トラックドライバーの労働時間規制が猶予期間を経て、導入されたことは同じ物流業としては喜ばしい限りである。ただ、実際の業務の現場においては以前より運送事業者側に依頼をかけておいて受け取り側である倉庫側に依頼を忘れるパターンが頻発している。この問題において倉庫事業者は純粋な被害者であるにも関わらず、運送事業者からは待機時間という形で責められ、ルールを守った荷主企業は依頼管理できない荷主企業の割を食う形となる。</p> <p>よって、この約款第4条の文面は実情の改善に合致しており、荷主企業の責任を明確にすることが商流サイドからの改善に寄与すると考える。なので賛成である。</p>	<p>ご意見は、今後の倉庫施策の参考といたします。</p>
<p>第4条「付帯業務等」について、開梱検品について削除していただきたい。</p> <p>路線便や共同配送などのメーカー側の事情によって、一商品多品種の場合はバンドルで一梱包されている。また、伝票がどの箱に入っているかは不明のため、倉庫側ではどれを開梱検品すればよいか分からず、全く現実的ではない。さらに、標準貨物自動車運送約款では単に検収及び検品と明示されており、整合が取れないため、削除していただきたい。</p>	<p>本規定は、倉庫業者において一般的に実施している外観検品に加えて、寄託者の指示に基いて別途開梱検品を行う場合には、有償で行う旨を明示したものです。そのような付帯作業に対する対価発生を明確化することは取引適正化に資することから、原案通りといたします。</p>
<p>第4条「付帯業務等」において、料金・費用以外の内容について、貨物自動車運送約款においては記載されている。これとの整合を図るため、例えば、「料金・費用以外の付帯業務の内容については、別に定めのある場合を除き、標準貨物自動車運送約款第2章の規定を準用する。」等の追記を検討していただきたい。</p>	<p>本規定は、倉庫業者において寄託者より指示を受けることが想定される代表的な付帯業務を例示したものであり、原案通りといたします。</p>
<p>第4条第2項</p> <p>いわゆる緊急の入出庫オーダーが発生するのは、荷主の事由のみならず、納品先ひいては消費者の事由による場合もある。したがって、サプライチェーン全般によるコスト負担の認識が必要であり、特定の業界ないし事業者に費用負担を強いることのないようにすべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、緊急の入出庫オーダーは寄託者のみの都合により発生するものではなく、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であり、改正物流効率化法においては、着荷主に対しても受発注の前倒し等を求めているほか、国において消費者の理解醸成の取組を進めること等を定めております。</p>
<p>第6条において、標準トランクルームサービス約款第5条のように、寄託者への通知や催告についてみなし規定を入れてはどうか。原案は、寄託者の住所が変更された場合に、約款第6条2項により民法第98条の方法を利用すればよいという趣旨だと思うが、トランクルームサービス約款よりも倉庫業者に不利な規定となっている理由は何か。</p>	<p>通常、トランクルームに保管される個人の貨物と比べて、普通倉庫や冷蔵倉庫に保管される貨物はより高価であることが考えられるところ、催告により貨物の競売や任意売却等が可能となる以上は、トランクルームと比してより催告の実施について厳格に評価する必要があると考えられるためです。</p>

<p>「若しくは」「又は」の用例について、第6条では、いずれも「若しくは」を用いているが、別条では「又は」を用いている。</p> <p>いずれかに統一するべきである。</p> <p><理由>全体を見る限り、「若しくは」と「又は」とで、使い分けるルールは見当たらない。</p> <p>少なくとも、氏名と名称、寄託者と証券所持人の間の接続詞は統一するべきである。</p>	<p>「又は」よりも下位の選択肢を列挙する場合には「若しくは」を用いております。</p> <p>例えば第6条第1項においては、「氏名又は名称」又は「住所」又は「電話番号」のいずれかが変更された場合には通知しなければならない旨、第10条第1項第3号においては、「氏名又は名称」及び「住所」及び「電話番号」をすべて記載しなければならない旨定めており、前者については、「又は」が複層的に用いられていることから「若しくは」を用いておりますので、原案通りといたします。</p>
<p>第2章関係</p>	
<p>第9条において、</p> <p>①「荷造」は「荷造り」と「り」を送るべきではないか。</p> <p>②「適しない」は「適さない」ではないか。</p> <p><理由></p> <p>①ほかにも、第十条一、第二十七条3項、第四十五条に出てくる。</p> <p>②「適」が名詞とすれば「しない」となるが、ここでは「適する」という動詞の活用形であり、「適さない」が正しい用例である。第二十六条1項一も同様。</p>	<p>①他法令にならい「荷造り」に修正いたします。</p> <p>②他法令において「適しない」が一般的に使われているため、原案通りといたします。</p>
<p>第9条第6号の「暴力団、暴力団関係企業、総会屋」という記載に関して、「反社会的勢力」の方が良いのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえつつ、法令に基づいた記載とするため、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一項第二号に定める暴力団」に修正いたします。</p>
<p>第10条第1項第2号に記載されている「第19条第2項第2号の表上覧に掲げる」の記載に関して、「第19条第2項第1号末尾にある表に掲げる」の方が良いのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「第19条第2項第1号末尾にある表に掲げる」に修正いたします。</p>
<p>第12条について、契約がまだ成立していないとしながら、寄託申込者だけに一方的に義務が生ずるとするのは、おかしい。</p> <p>契約は、徐々に成熟して成立するものであり、標準約款で画一的にその成立時期を定める必要はない。</p>	<p>標準約款は、多くの倉庫業者が標準的に用いることを想定して定めるものであり、「画一的に縛る」といった性質のものではなく、あくまで契約内容は当事者間で合意のうえ締結されるものと承知しています。そのため、第12条については原案通りといたします。</p>
<p>第13条第1項の本文にある「取り消し」と、同条第3項にある「取消し」の用語をどちらかに統一すべき。</p>	<p>名詞として用いる際には「取消し」、動詞として用いる際には「取り消す」としていただきますので、原案通りといたします。</p>

<p>一般人と受託者における契約においては、到着主義でよいと思うが、商人間における寄託契約については意思表示の効力はいつから発生するのか定める必要があるのではないか。</p>	<p>意思表示は、民法第97条第1項に基づき、通知が相手方に到達した時からその効力を生じ、倉庫業における商慣習上も同様であることから、標準約款において特段の明示は行っていないものとなります。そのため、原案通りといたします。</p>
<p>第12条において、承諾したことを相手に通知することも規定するべきではないか。 <理由>ここで、寄託の申込みの承諾というのは、寄託契約を予約すると解釈される。書面等による意思表示が必要なのではないかと考える。</p>	<p>業務実態として、承諾にはその旨の通知も当然に行われていると考えられることから、原案通りといたします。</p>
<p>第12条第4項において、入庫通知書を「提出」は「交付」に訂正するべきである。 <理由> ○○に代えて、記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供～△△したものとみなす。という構文が何回か出てくるが、○○と△△は同じ用語を用いている。従って、本条も「提出」を「交付」に訂正するべきである。</p>	<p>ご指摘の点につきまして、「の場合において、当社は、貨物受取書又は入庫通知書を交付したものとみなす」と修正いたします。</p>
<p>第14条において、 ①「積み付け」「積付け」ではないか。 ②但し書きをするのであれば「原則として」は不要ではないか。 <理由> ①動詞を重ねて用いた名詞の場合、前側の動詞の送り仮名は省略するルールになっているようにみえる。であれば「積付け」とするべきである。 ②「原則として」は、例外もあるという意味で用いられる。その例外が、但し書きであるとすれば、「原則として」は不要と考える。</p>	<p>①ご指摘を踏まえ、「積付け」と修正いたします。 ②他法令における用例を踏まえ、「原則として」を削除いたします。</p>
<p>第3章関係</p>	
<p>第17条の「証しない」は、「証さない」ではないか。「証」を「あかし」と読むのであれば「証しない」でよいが、普通に「しょうしない」と読むのであれば、「証する」という動詞の活用形であり、「証さない」が正しい用例である。</p>	<p>用例に基づき、原案通りといたします。</p>

<p>第18条の「ゆだねる」は「委ねる」に訂正すべきである。漢字にしない理由がない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ「委ねる」と修正いたします。</p>
<p>第19条の「申立」は「申立て」に訂正すべきである。 動詞を重ねて名詞として用いる場合、後ろ側の動詞には送り仮名をふるというルールのようなものである。また、他の条文では「申立て」となっている。</p>	<p>公文書作成のルールにならって「申立て」と修正いたします。</p>
<p>第4章関係</p>	
<p>目次第4章において、寄託物→受寄物に訂正 <理由>本文と不一致。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「受寄物」に修正いたします。</p>
<p>第21条の「面積建保管」について、特約として民法どおり諾成契約による寄託契約が可能である趣旨を直接的に規定する方が良いのではないか。 あるいは、面積建保管がどういう取引なのかを説明する条項とすべきではないか。</p>	<p>面積建保管の内容は、「当該寄託者のために、庫内の全部又は一部の面積を対象とする」保管であるとしており、この規定は面積建保管に係る別段の特約が可能である旨明示する規定にすぎず、特約である以上、契約の内容や性質について標準を示すことにはなじまないと考えていることから、原案通りといたします。</p>
<p>①第21条第2項の規定に基づき、寄託申込書等に個数及び数量を記載しない場合は、法定記載事項(商法第601条)を満たせず倉荷証券の交付はできないという理解で良いか。 ②また、交付できない旨を、約款第16条の交付制限の規定に記載したほうがよいのではないか。(動産譲渡登記制度のように流動集合動産に対して倉荷証券を発行可能と誤解を招く可能性がある)。</p>	<p>①ご理解の通りです。 ②第21条は、別段の特約により面積建保管が可能である旨を規定したにすぎないことから、証券の交付可否など、面積建保管を行う際の個別の事項については、特段定めを行わないこととしているため、原案通りといたします。</p>
<p>第21条第2項にて面積建保管の場合は、寄託申込書等に個数及び数量を記載しない場合を規定しているが、寄託価額の通知はどのように行う想定か。例えば、面積1㎡あたりの寄託価額を記載することになるのか。</p>	<p>例えば、面積1㎡あたりの寄託価額を記載することが想定されますが、特約により、当事者間の合意によって任意の方法で実施してください。</p>

<p>第21条面積建保管の場合は、寄託申込書等に個数及び数量を記載しない場合を規定しているが、個数及び数量が不明の状態では、</p> <p>①第38条第2項の規定によらず、一部出庫したとしても保険金額を減額しないと理解してよいか。</p> <p>②第47条賠償額の算定において「当該受寄物」の寄託価額はどのように計算するか、基本的な考え方を示していただきたい。</p>	<p>この規定は面積建保管に係る別段の特約が可能である旨明示する規定にすぎないことから、保険金額や賠償額の算定について、何らかの標準を示すことはありません。</p>
<p>第21条面積建保管において、入出庫高、保管残高は把握できないため、倉庫業法施行規則第24条第5項にて規定される受寄物入出庫高及び保管残高報告書（第9号様式）には計上、記載は要しないと理解して良いか。</p>	<p>本約款の改正に関わらず、面積建（坪建）保管の受寄物についても、倉庫業法施行規則第24条第5項に基づいて報告書の記載を求めており、寄託者への聞き取り等により、入出庫高や保管残高の把握を行ってください。</p>
<p>第21条面積建保管において、</p> <p>①「この場合、当会社が寄託申込みを承諾した時点で寄託契約が成立する」等寄託契約の成立について規定するべきではないか。</p> <p>②冷蔵倉庫の容積建保管に対応する条文と考えられるが、冷蔵の場合、庫内の一部を「区画して」と規定されている。普通倉庫においても「区画して」という規定が必要なのではないか。</p> <p><理由></p> <p>①「2.概要」において、「諾成契約の取引形態である面積建保管」と記載されているが、そのことが条文に反映されていないのではないか。寄託契約の成立がもう一形態あるということを明確に規定するべきではないか。</p> <p>②冷蔵倉庫の場合は、冷蔵庫という明確な区画があるのに対して、普通倉庫の場合はそのような庫内区画が一般的ではなく、そのため「区画して」ということを規定に盛り込まなかったとも想像できる。しかしながら、これを無制限に認めてしまうと、契約上の面積と実面積の間に乖離が生ずることになるのではないか。</p>	<p>①面積建保管における寄託契約の成立については、当事者間の特約によるものと認識しておりますので、原案通りといたします。</p> <p>②「全部または一部の区画を対象とする」と、「全部または一部を区画」とは、契約における保管量の計算の観点からは同一の意味を表す一方で、冷蔵倉庫においては、温度帯管理の都合上、壁等により物理的に区画する必要があることから表現の差が生じているものとなります。よって原案通りといたします。</p>
<p>寄託契約の解約・終了について、要物契約であれば、当該貨物が出切ったことをもって契約終了となるが、第21条における諾成契約による寄託契約の場合、寄託契約の解約・終了に関する規定が必要なのではないだろうか。</p>	<p>本標準約款案は要物契約を前提としており、諾成契約を締結する場合は、標準約款によらず特約等が締結されているものと考えられますため、本標準約款案については、原案通りといたします。</p>

<p>約款第23条に「記号・規格等」とあるが、「等」が何を指すのか不明なので、具体的に列挙するか、削除するかできないか。</p>	<p>条文に列挙した項目が同一であることが混合保管の要件となりますが、寄託申し込みの際に異なる項目名で登録されている場合もあるため、幅を持たせております。ご指摘を踏まえつつ上記の旨も考慮し、「種類、品名、記号・規格及びそれらに相当する事項」と修正いたします。</p>
<p>約款23条の「混合保管」と「特定保管」については、疑義が生じないように、定義を括弧書きで設けてはどうか。</p>	<p>「混合保管」と「特定保管」の語については、商慣習の中で相当程度、語義の理解が浸透していると考えられることから、原案通りとします。</p>
<p>第23条について、新約款では関係寄託者の承諾を得る必要がなくなったが、混合保管するにあたり、種類、品名及び記号・規格等が同一かどうかは、寄託申込書等の記載事項から倉庫業者側で判断すると解釈してよいか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
<p>第23条後半の「同一な」は「同一の」に訂正すべきである。前半の「同一の」と特段用例に差異はみられないし、「同一な」は違和感がある。</p>	<p>前者は名詞としての用法、後者は形容動詞「同一だ」としての用法ですので、原案通りといたします。</p>
<p>第23条第2項について、現行標準約款では、「この場合において、寄託者又は証券所持人は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料もその他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。」という規定がある。残しておいてもよいのではないか。実務上、料金の未回収避のためには、あった方がよい規定である。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、普通倉庫約款第53条及び冷蔵倉庫約款第54条「料金の支払い」において規定しております。延滞金も、「その他の料金」に含まれております。</p>
<p>第24条に関して、 ①証券が発行された貨物は、当該証券が存在する限り保管されることとなると思われる。そのことに言及する必要はないか。 ②諾成契約による寄託契約の場合、貨物の保管期間とは別に、契約期間を定める必要があるのではないだろうか。</p>	<p>①第3項において、保管期間は特約により別に定めることができることとしておりますので、原案通りといたします。 ②本標準約款においては第12条第2項のとおり、要物契約を前提としていることから、原案通りといたします。</p>
<p>第26条第2項における「とることができる」は「することができる」ではないか。第1項では「処置をしなければならない」とあり、それに合わせるべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第2項においても、「処置をすることができる」に修正いたします。</p>

<p>第27条について、</p> <p>①証券所持人の場合は証券、寄託者の場合は当会社が指定した事項を記入した書面ということであれば、「その他」ではなく「又は」が適当ではないか。</p> <p>②第2項に繰り返し規定されるが、「証券その他当会社が指定した事項を記入した書面」を「前項に規定した書面」として、無駄な重複を避けるべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえつつ、証券所持人においては証券の提出が必須である旨の明確化を図るため、普通倉庫約款第25条、第27条において、それぞれ新第2項を追加し、寄託者と証券所持人について分けて記載することといたします。</p>
<p>第27条第3項の「き損」は「毀損」に訂正すべきである。漢字にしない理由がない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「毀損」に修正いたします。</p>
<p>第5章関係</p>	
<p>第28条第4項では、担保に供した貨物の出庫方法について、現行約款では寄託者及び証券所持人と特約できることとなっているが、新約款では寄託者とは特約できるが証券所持人とは特約できないということなのか。新約款に従えば、証券所持人は、担保貨物の一部出庫に際し、証券所持人自身が都度、証券を呈示することになるが、これは煩雑ではないか。</p>	<p>証券所持人による出庫は、第28条で示している通り、証券の提出が必要です。</p>
<p>第28条の「出庫しようとする者」は「出庫しようとする寄託者」、第3項「当該者」は「当該寄託者」と言い替えるべきではないか。</p> <p><理由></p> <p>証券発行貨物については、証券所持人に在庫の権限があるので、第一項は問題ないが、発行されていない貨物の出庫は寄託者にしかその権限がない。この条文だと、それがだれでもできるような誤解を生ずるおそれがある。明確に「寄託者」と規定すべきである。第三項についても同様であるが、この場合、規定の無駄な重複を避けるために、「前項の場合、当該寄託者は」と言い替えることも考えられる。</p>	<p>貨物の出庫をしようとする者としては、寄託者の他に、受領に関する寄託者の代理人や第28条第4項に記載する第三者が想定されるため、原案通りといたします。</p>
<p>約款第29条2項の「留置期間中の」は、「受寄物の留置期間中の」とした方がわかりやすいのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、明確化のため、「留置期間中の」を、「受寄物の留置期間中の」と修正いたします。</p>
<p>第6章関係</p>	
<p>約款第6章は、寄託契約が解除された後には適用されないという解釈があるが、寄託契約が解除された後であっても引取りがされないという問題は発生しうるので、寄託契約が解除された場合でも第6章は適用される旨規定してはどうか。</p>	<p>保管期間満了後も、引取りのない受寄物については、引取りまでは寄託契約は成立していると評価されることが考えられることから、原案通りといたします。</p>

寄託物の引取りがされない場合、第6章の規定による処理のほか、保管料等の未払いがあれば留置権に基づく寄託物の競売によって処理することも考えられるが、第6章の規定による場合はある程度の猶予を寄託者に与えることになるのでその点では寄託者有利であるなどの理由から、第6章による処理できる状況では留置権に基づく競売は制限されるという考え方もあるかもしれない。この考え方については認められないと考えてはいるが、疑義のないよう、第6章の規定は留置権に基づく競売を制限しない旨の規定を入れてはどうか。

契約の如何に関わらず、民法の規定による留置権による行使は妨げられないものと考えられることから、原案通りといたします。

約款第36条の「第33条第1項の場合において」は「第34条第1項の場合において」としていないのはなぜか。原案だと、供託・競売・任意売却の場合とで前提条件が異なることになるが、なぜ異なることにするのか不明である。約款第36条1項は保管期間の満了後に寄託者又は証券所持人に対して受寄物の請求をしたものの受け取りが拒まれているとき又は受け取ることができないときに適用される規定という趣旨かもしれないが、そうだとすると、原案は言葉足らずに思える。他方、約款第36条2項は「過失なくして寄託者若しくは証券所持人を確知することができないとき」に適用される規定のようだが、これは相続や債権譲渡に疑問があるときや倉荷証券が譲渡されたものの誰が現在の証券所持人なのか不明な場合などを想定しているものと思われ、であれば、約款33条の引取り請求や約款第36条2項の催告は誰に対してどのようにすればいいのか明らかではない。受け取りが拒まれているときや受け取ることができないときは、約款第36条1項1号2号の限定された要件のもとで売却しかできないのに、「過失なくして寄託者若しくは証券所持人を確知することができないとき」は処分もできるという違いを持たせた理由も不明である。

ご指摘を踏まえ、第36条第1項「第33条第1項」を「第34条第1項」に修正し、第2項「前項の催告を試みたにも関わらず、」を削除いたします。

約款第36条第1項は任意売却の規定であるが、標準トランクルームサービス約款25条のように、受け取りが拒まれているとき又は受け取ることができないときに売却以外の処分も認める規定にしてはどうか。標準トランクルームサービス約款は一般消費者が相手方になるが、その場合でも売却以外の処分が認められているのに、企業間の取引を想定した倉庫寄託約款ではそれが認められないのであれば、それはなぜか。

ご指摘を踏まえ、第36条第1項において、「任意に受寄物を売却又は処分することができる」に修正いたします。

<p>第36条において、</p> <p>①残額の支払いのみを規定しているが、売却金額によっては不足する場合も考えられる。その場合、不足分を寄託者又は証券所持人に請求できる旨の規定も必要なのではないか。</p> <p>②売却額と債務残高の差異は、第35条の競売でも起こり得ることである。本条と同様に規定すべきと思われる。</p>	<p>任意売却は料金の支払いが見込めない場合に行うことを想定しているため、ご指摘の不足分についても請求は困難であり、原案通りといたします。</p> <p>なお、約款の記載に関わらず、倉庫業者が請求権を失うことはありません。</p>
<p>第7章関係</p>	
<p>第37条の「火災保険に付ける」は「火災保険に付する」ではないか。火災保険に付するあるいは火災保険を掛けるという言い方が一般的で、火災保険に付けるとは言わないのではないか。ちなみに、運送約款では「保険に付する」と規定している。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「付する」と修正いたします。</p>
<p>第8章関係</p>	
<p>普通倉庫第約款第43条及び冷蔵倉庫約款第44条は、倉庫側にとって極めて有利な規定であり、告示として定められることは評価したい。ただ、一方で、寄託者がこれを無条件に承諾することも考えにくい。寄託者に対する説明要項、FAQがあると嬉しい。</p>	<p>必要な周知を行ってまいります。</p>
<p>約款45条の免責事由に計画停電を加えてはどうか。</p>	<p>ご指摘の事例は、「抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為」に含まれることから、原案通りといたします。</p>
<p>普通倉庫約款第45条及び冷蔵倉庫約款第46条の「徴発」について、現在の日本で、官公庁による差し押さえ、没収は考えられるが、国がはたして、徴発できるのか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ削除いたします。</p>
<p>複数の保険会社の条文を参照したところ、どこも「噴火」の記載があるので、第45条の免責条項に追加されたい。</p>	<p>「その他抗拒又は回避することのできない災厄」に含まれることから原案通りといたします。</p>

<p>普通倉庫約款第45条及び冷蔵倉庫約款第46条において、「欠かん」は「欠陥」、「損害てん補額をこえる」は「超える」ではないか。</p> <p>欠陥は漢字で何ら問題ないし、超えるも超過するという意味で用いているので超えると漢字で表記すべきである。</p>	<p>ご指摘や用例を踏まえ、「欠陥」「超える」と修正いたします。</p>
<p>冷蔵倉庫約款第46条2号の「不可抗力による火災」に関して、不可抗力という表現で法的判断が難しく、普通倉庫と同様に不可抗力を削除し、「火災」だけの記載もしくは、「火災保険をつけなかった受寄物」という記載にして頂きたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、爆発、労働争議、そ害、虫害については普通倉庫約款に合わせて第1号に移動し、不可抗力を免責の要件としないことといたします。一方で、普通倉庫業界と異なり火災保険の付保が一般的でない冷蔵倉庫業界において、既存約款の「不可抗力による火災」の文言に基づく契約が行われてきた実態等を踏まえ、火災については原案通りといたします。</p>
<p>普通倉庫約款第46条及び冷蔵倉庫約款第47条の「証券の記載内容」に関して、証券発券されている受寄物と非発券貨物も想定されるため、「証券及び寄託申込書の記載内容」という記載内容にしたほうが良いのではないか。</p>	<p>本規定は、倉荷証券の性質に鑑みて定めているものであり、寄託申込書は倉荷証券のように流通し貨物の内容を対外的に保障する効力は持たないと考えられることから、原案通りといたします。</p>

<p>商法第601条では、寄託物の「品質」が倉荷証券の記載事項として定められているが、原案では寄託申込書の記載事項から「品質」が除かれているので、寄託申込書に「品質」の記載がなければ、それに基づいて倉荷証券に「品質」を記載することはできない。他方、約款第14条は原則として内容検査をしないと規定しているものの、原案によれば、倉荷証券を発行する場合は倉庫業者に内容検査をする必要があり、倉庫業者の責任で倉荷証券に「品質」を記載するという趣旨にもなりそうだが、そうすると、約款第46条の内容不検査による免責がされないことになり、それは原案の意図するところと異なるのではないか。さらに言えば、普通倉庫約款46条及び冷蔵倉庫約款第47条には「その記載が寄託者の申込みによる旨を証券面に表示する」という規定があるものの、寄託申込書の記載事項から「品質」を除外したときに、この規定がどのように機能するという趣旨なのかが不明である。なお、これに関連することとして、約款第14条但書きによれば、内容検査をするには寄託者の承諾が要件とされているが、約款第15条では寄託者の請求があったときには倉荷証券を交付すると定められているので、(明文はないものの)原案は寄託者の請求がある場合は約款第14条但書きの寄託者の承諾があるものとみなすという趣旨なのかという疑問もある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、普通倉庫第46条、冷蔵倉庫第47条において、「又はその記載が寄託者の申込みによる」を削除します。</p> <p>その上で、商法に定める「品質」は、本約款案における「品名」及び「記号・規格」に相当するものと捉えていることから、他の条項については、原案通りといたします。</p>
<p>普通倉庫約款第46条及び冷蔵倉庫約款第47条は証券発行貨物に関する免責条項であり、項目名にその旨を明記した方がよいのではないかと。</p>	<p>項目名は、条項の内容を極力端的に示すべきとの考えのもと作成しており、原案通りといたします。</p>
<p>第47条第1項が適用されるのは、当該受寄物の価値の低下のみ(例えば、受寄物の滅失による販売機会の損失や損傷した受寄物に起因する納入先工場での製造品質の低下等の損害は含まない)という理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の通りです。これらは第2項に該当します。</p>
<p>普通倉庫第47条第2項、冷蔵倉庫第48条第2項</p> <p>倉庫事業者の管理ミスが原因である誤出荷等による貨物の持ち帰りが発生した場合、貨物に損傷がなくても経済的価値が低下または消失するときがある。このような場合は、その価値低下に見合った賠償額を算定できるようにすべき。</p>	<p>ご指摘の場合においては、普通倉庫約款第47条又は冷蔵倉庫約款第48条(賠償額の算定)第2項の範囲内で、寄託者が賠償額を算定することとしております。</p>

<p>第47条第2項にて、損害賠償金額を「当該受寄物に対する既発生倉庫料金、入出庫料等の諸掛りの総額を限度とする」と規定されているが、「当該受寄物」とは、「滅失又は損傷した貨物」のみに限定されるという理解で間違いはないか。寄託者から滅失又は損傷した貨物以外を含む受寄物全体の諸掛りの総額を損害賠償金として請求されることのないよう、今後、寄託約款の解説書等で明示していただきたい。</p>	<p>ご指摘の通り、「当該受寄物」とは、「滅失又は損傷した貨物」を指しております。 改正内容については、関係業界とも連携し必要な周知を図ってまいります。</p>
<p>普通倉庫約款第47条及び冷蔵倉庫約款第48条第2項の「前項以外の損害」は、どのようなものが当てはまるのか例示していただきたい。</p>	<p>例えば、出庫にあたり、賞味期限日付の逆転を起こしたことで機会損失を生じさせた場合が挙げられます。</p>
<p>普通倉庫約款第47条及び冷蔵倉庫約款第48条の第2項は、「既発生倉庫料金、入出庫料等の諸掛りの総額」は「既発生料金の総額」とするべきである。 第9章で料金について規定があり、そこと用語を統一するべきである。ただし、本条では、損害が発生した貨物について、すでに収受・発生した料金全額ということになるであろうから、単に料金の総額でよいと考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「既発生倉庫料金、入出庫料等の諸掛りの総額」を、「既発生料金の総額」に修正いたします。</p>
<p>普通倉庫約款第48条及び冷蔵倉庫約款第49条の第3項は削除すべきではないか。 「発生した費用」とあるが、これも含めて一切の権利（所有権を移転したことによって失うすべての予定利益・機会費用も含まれる）と解するべきではないだろうか。だとすれば、本規定は不要と考える。</p>	<p>「発生した費用」とは、倉庫業者が権利を取得した受寄物を任意の方法で処分した際に、寄託者が何らかの対応をとることに要した費用を指しています。</p>
<p>普通倉庫約款第49条及び冷蔵倉庫約款第50条は寄託者の受領代理（寄託者の指示に基づいて運送会社が寄託物を受け取りに行くケースを想定しているものと思われる）の場合も認めているが、証券所持人の受領代理をカバーしないのはなぜか。</p>	<p>倉荷証券の性質を踏まえると、寄託物の受け取りには必ず倉荷証券を提出する必要があるため、原案通りと致します。</p>
<p>普通倉庫約款第52条及び冷蔵倉庫約款第53条は項目のタイトルが（違約金）となっていることから、「保管料相当額の損害金」は「保管料相当額の違約金」とするか、「保管料相当額を違約金として支払わなければならない。」とするべきである。</p>	<p>損害金が発生した原因に着目して、違約金と称していることから、原案通りといたします。</p>
<p>第9章関係</p>	

<p>普通倉庫約款第53条及び冷蔵倉庫約款第54条第2項について、</p> <p>①「ただちに」は「直ちに」に訂正すべきである。</p> <p>②一般的には、これらの事由が発生した場合には、期限の利益を喪失するとともに、契約も解除するのではないかとと思われる。契約解除にも言及すべきではないか。</p> <p><理由></p> <p>①漢字にしない理由がない。なお、期限利益の喪失の規定文としては、以下のようなものがよくあるパターンのようなものである。</p> <p>寄託者又は証券所持人が次の各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、全ての債務を直ちに当会社へ支払わなければならない。</p>	<p>①ご指摘や用例を踏まえ、「直ちに」に修正いたします。</p> <p>②当該条項は、寄託者の信用が著しく悪化した際直ちに債権を回収する旨を記載するものであり、契約の解除について記載しているものではないことから、原案通りといたします。</p>
<p>普通倉庫約款第54条及び冷蔵倉庫約款第55条のうち、「その日の翌日から支払いのあった日までの年14.6%の割合を乗じて」については、「前条の料金に対し、その日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて」と、料金に日数に応じた利率を乗じる記載としたほうがよりよいのではないか。（特約条項第10条も同様）</p>	<p>利率の表示については、年利による表現が一般的であることから、原案通りといたします。</p>
<p>保税蔵置場に保管される受寄物に関する特約条項関係</p>	
<p>特約条項の関税法には法律の制定年、番号がない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「関税法（昭和29年法律第61号）の規定」に修正いたします。</p>
<p>特約条項第9条、第10条において、単に関税となっているが、消費税等も対象となるのではないか。関税等と等を付けたほうがよいのではないか。</p>	<p>消費税の納付を要するときについて記載した条項ではないため、原案通りといたします。</p>
<p>全体に関わるご意見、その他ご意見</p>	

<p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準倉庫寄託約款（甲）及び標準冷蔵倉庫寄託約款（甲）について、夫々英語版の公開も希望します。 <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外企業と直接寄託契約を締結するケース、及び在外企業の日本法人との寄託契約なるも、親会社にあたる在外企業に対し約款の説明が必要になるケースが想定されるため（いずれも紛争時の適用法は日本国法規に拠るものとして）。 	<p>ご意見は、今後の倉庫施策の参考といたします。</p>
<p>倉庫寄託約款にも、船荷証券におけるヒマラヤ条項に相当する規定を入れてはどうか。ヒマラヤ条項は、契約当事者の関係者（使用人、代理人や下請業者）に責任原因がある場合に、相手方が契約当事者に対して責任追及をすると法律上又は約款上のディフェンスが援用されるので、契約当事者の関係者に対して責任追及をすることでそのディフェンスを回避する、という試みを防ぐものである。倉庫業界でも、例えば倉庫業者の従業員や再寄託先の倉庫業者の過失により寄託物が損傷した場合、寄託者がそれらの者に対して不法行為に基づき損害賠償請求をすることは考えられる。</p>	<p>各種紛争事案の発生等の状況を踏まえつつ、今後の倉庫施策の参考といたします。</p>
<p>約款の規定が不法行為請求にも適用されるかについては、論点となりうる。寄託者が不法行為請求をしてくることで、約款上の免責規定等が適用されないということにならないよう、寄託者又は証券所持人からの請求が契約に基づくものと否とを問わず本約款が適用される旨の規定を入れてはどうか。</p>	<p>各種紛争事案の発生等の状況を踏まえつつ、今後の倉庫施策の参考といたします。</p>
<p>目次及び第二章では、引受け、引取りと、改正案には、送り仮名が付加されているが、一方で、庫入、庫出、手入には、送り仮名が無いままとなっており、一貫性がない。</p>	<p>「庫入」「庫出」はそれぞれ「こにゅう」「こしゅつ」と読むことから、原案通りと致します。</p>
<p>仕分け/仕分の表記を統一されたい。</p>	<p>ご指摘や他法令での表記も踏まえ、「仕分」に修正いたします。</p>

<p>運送事業者側と倉庫事業者側での待機時間の考え方に大きな差がある。倉庫側は受付完了後の時間をスタートする待機時間起点としており、運送事業者側は到着時間としている点である。何らかの指針が示されることに期待をしている。</p> <p>現状においては運送事業者側のみが依頼を持って入場した場合に、倉庫側の依頼がなく受付が完了しない中で待機時間の計算が始まってしまい、倉庫側が著しい不利益を被ることとなる。先行して導入されたとはいえ、倉庫側にも残業時間規制があり、依頼が届く前にトラックの荷下ろしを迫られる状況は倉庫側にとって大きな負担となる。</p>	<p>荷待ち時間の起算点は、到着時刻・時間帯の指示等がない場合には、到着時刻が起算点になりますが、到着後速やかに受付等を行った場合は、その時刻が起算点とする旨、「貨物自動車関連事業者判断基準の解説書」及び「貨物自動車運送事業者等判断基準の解説書」の双方に記載しております。</p> <p>URL:https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn1_000029.html</p>
<p>今後待機時間問題改善のために、運送と荷積み・荷下ろしなどの荷役を切り離してトレーラーシャーシでの幹線輸送の増加の潮流が起きた際に、倉庫側は荷役完了後のトレーラーヘッド到着までシャーシを荷積み場（バース）から離すことができず、引き取り待ち時間が生じることになる。これによってバース接車可能数に影響を与えて収益性が減少する等の問題が発生することを懸念している。</p>	<p>ご意見は、今後の倉庫施策の参考といたします。</p>
<p>新約款を採用した場合、既存の荷主との契約が現行約款に基づく場合、荷主の同意なく新約款が適用されるのかどうか。適用されないのであれば、適用するための手続きについてお教えいただきたい。</p>	<p>契約は当事者間の合意に基づくものであり、すでに締結された寄託契約については、契約時に当事者間で合意した内容通りとなります。新たな約款に基づき契約変更を希望する場合は、当事者間での話し合いをお願いします。</p> <p>合わせて、今後国交省及び業界団体より、約款の改正については必要な周知を進めてまいります。</p>
<p>第20条、21条、24条、28条において、特約について規定しているが、対象としていない事項及びこうした規定のない条項について特約することができるのか。</p>	<p>あくまで契約は、特約の内容も含め、当事者間の合意により成立します。</p>
<p>規定文が「だ・である」調となっているが、「ですます」調に改めるべきである。「だ・である」調とした理由をうかがいたい。</p> <p><理由>事業者が顧客に対して、契約の内容について説明するという趣旨から考えれば、「ですます」調にするべきではないか。自動車運送約款はじめ、多くの約款は「ですます」調になっている。</p>	<p>既存の約款が常体にて記載されており、特段変更の理由がないため、原案通りといたします。</p>